

国住指第191号
国住参建第2414号
令和8年7月3日

各都道府県建築行政主務部長 殿

国土交通省 住宅局 建築指導課長
参事官（建築企画担当）

尿尿浄化槽の処理対象人員の算定方式について

標記については、昭和44年7月3日付け建設省告示第3184号により、日本工業規格「建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A 3302）」（以下「JIS」という。）に定めるところによるものとされていることに加え、平成10年3月31日付け建設省住指発第167号「尿尿浄化槽の処理対象人員の算定方式について」（以下「平成10年通知」という。）により、JISの「2 建築用途別処理対象人員算定基準」のただし書きの運用基準について、「住宅（共同住宅を除く。以下同じ。）の尿尿浄化槽については、当該地域における当該住宅と規模等が同程度の住宅の平均的な居住人員がJISの表に基づき算定された処理対象人員を下回る場合においては、両者の平均をもって処理対象人員とすることができることとする。ただし、このようにして得られた数値が5を下回る場合は、処理対象人員は5人とする。」と明確化が図られているところである。

今般、世帯構造や生活様式の変化に伴い、使用水量が従来想定されていた水量を下回る場合が考えられることから、処理対象人員が5人未満の浄化槽についても採用を可能とすることとし、その取扱いを下記のとおり通知する。

なお、平成10年通知は本通知をもって廃止する。

貴職におかれては、貴都道府県管内の特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方お願いする。なお、国土交通大臣指定の指定確認検査機関及び地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨通知していることを申し添える。

記

住宅（共同住宅を除く。以下同じ。）の尿尿浄化槽については、当該地域における当該住宅と規模等が同程度の住宅の平均的な居住人員がJISの表に基づき算定された処理対象人員を下回る場合においては、両者の平均をもって処理対象人員とすることができることとする。